平成２５年（へ）第１号
東京都板橋区新河岸２丁目３番13号
申立人　サカタインクスエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　鍵谷　　彰
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月９日
平成25年５月13日　　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　001910
金額　248,661円
支払期日　平成25年４月25日
支払地　京都市
支払場所　京都信用金庫本店
振出日　平成24年12月10日
振出地　京都市左京区
振出人　日本電気化学株式会社　代表取締役　小林　祥一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１号
大阪府泉佐野市長滝3791番地
申立人　丸十タオル有限会社
代表者代表取締役　十九川昌彦
申立人代理人弁護士　福田　大輔
同　　笹山　将弘
権利を争う旨の申述の終期　平成25年５月７日
平成25年５月13日　　四国中央簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　３通
⑴手形番号　Ｌ89270
金額　4,627,318円
支払人　大黒工業株式会社
支払期日　平成25年１月15日
支払地　愛媛県四国中央市
支払場所　株式会社広島銀行三島支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　丸十タオル有限会社　代表取締役　十九川昌彦
引受人　大黒工業株式会社　代表取締役　石川　忠彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　M06738
金額　3,000,000円
支払期日　平成25年２月15日
⑶手形番号　M06739
金額　116,499円
支払期日　平成25年２月15日
⑵⑶の為替手形の支払人、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、引受人、受取人、最終所持人は⑴の為替手形の記載に同じ

平成２５年（へ）第１号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷464番地17
申立人　道下アサ子
権利の届出の終期　平成25年５月10日
平成25年５月13日　　鹿島簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴所在　鹿島市大字高津原字鷲ノ巣868番地１
家屋番号　868番１の１
種類　居宅
構造　木造瓦葺２階建
床面積　１階　76.03平方メートル
２階　23.14平方メートル
⑵登記年月日番号　佐賀地方法務局武雄支局昭和42年10月18日受付第8364号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　抵当権設定登記
原因　昭和42年７月28日金銭消費貸借同日設定
債権額　金５万円
債務者　鹿島市古枝甲1103番地
光武　孝司
抵当権者　東京都杉並区和泉町四丁目22番２号
高田　伯太

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４１１号
千葉県八千代市大和田新田字麦丸台666番46、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南小岩７丁目15番15号
債務者　有限会社タキト精工
代表者代表取締役　宇那手　孝
１　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　大介
４　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１９７号
東京都板橋区泉町４―３小山ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区泉町４番３号
債務者　株式会社サンエイ
代表者代表取締役　小山　智弘
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貝塚　光啓
４　破産債権の届出期間　平成25年６月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３４号
千葉市中央区生実町1802番地の１
債務者　株式会社ニチウン自工
代表者代表取締役　齋藤美枝子
１　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　耕三
４　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３１９号
埼玉県志木市下宗岡４丁目17番31号
債務者　ＭＩＫ株式会社
代表者代表取締役　小林　伯章
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友常　理子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５号
群馬県太田市東本町57番32号
債務者　エスミ商事株式会社
代表者代表取締役　江角　貞夫
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荘司　円香
４　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第７６２号
名古屋市中村区太閤５丁目３番12号
債務者　有限会社エコセラム
代表者取締役　成田　国広
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鬼頭　容子
４　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後１時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２８号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目97番地寿荘202号
債務者　株式会社チャンス・エクスプレス
代表者代表取締役　児玉喜代子
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早川　孝志
４　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８号
岐阜市元宮町２丁目19番地
債務者　株式会社アイコオ
代表者代表取締役　道下　興起
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　　知
４　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前10時50分
岐阜地方裁判所